

短期入所生活介護（介護予防）プレミア東松戸
運 営 規 程

社会福祉法人 白寿会

短期入所生活介護（介護予防含む）プレミア東松戸運営規程

第1章 施設の目的運営方針

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「法人」という。）が開設する「短期入所生活介護（介護予防含む）プレミア東松戸」（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者等（以下「利用者という。」）に対し、適正な短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業所の職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス

及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 短期入所生活介護プレミア東松戸
- (2) 所在地 千葉県松戸市紙敷297番2号
- (3) 利用定員 10名 (ユニット型個室)
空床利用型 特別養護老人ホームユニット型の定員70名

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (特別養護老人ホーム管理者兼務)

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 従業者

医師 1人以上 (特別養護老人ホーム兼務)

生活相談員 1人以上

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

看護職員 1人以上 (特別養護老人ホーム兼務)

看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 4人以上 (特別養護老人ホーム兼務)

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

管理栄養士 1人

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導を行う。

調理員 (給食委託業務)

入居者に提供する食事の調理業務を行う。

事務員

施設の庶務及び会計事務を行う。

(事業の内容及び利用料等)

第5条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額。

- (1) 利用の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- (3) 相当期間（概ね連続する4日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- (4) 従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(6) 通常送迎実施地域に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 居住費（ユニット型に限る） 1日2,800円

(2) 食費 朝食500円、昼食650円、夕食650円 合計1,800円（1日あたり）

(3) 理美容代 メニュー表に準ずる

(4) その他日常生活上の便宜に係る費用

テレビレンタル費用 100円/日 レクリエーション費・行事費 実費

3 前項の費用の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第6条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に

連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第7条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常を送迎の実施地域)

第8条 通常を送迎の実施地域は、松戸市全域。鎌ヶ谷市、柏市、市川市、流山市の一部地域。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 災害発生時であっても、必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練の実施を行う事とする。

(高齢者虐待防止)

第10条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発を防止する措置を講じることとする。

- 2 虐待が起こらないよう事前の措置として、高齢者虐待防止に関する指針を定め、職員の虐待防止意識の向上のため研修を開催し、虐待のない施設環境づくりを目指す。
- 3 利用者の支援の場に虐待および虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは指導することとする。また、利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、市町村への報告を行い、虐待防止の対応・対策を講じ、再発防止に努める。

(サービスの取り扱い方針)

第11条 利用者の心身に状況等に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 従業者は、サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
- 3 利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 4 サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第13条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
 - (2) 火気の取扱いに注意すること。
 - (3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (4) その他管理上必要な指示に従うこと。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 月1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(衛生管理等)

第15条 設備等の衛生管理に努め、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講ずるように努める。
- 3 感染症発生及びまん延防止に関する委員会を開催し、研修や訓練の実施を行う。
- 4 感染発生時でも、必要な介護サービスが継続的に提供する体制を構築し、事業継続に向けた計画書の策定、研修や訓練の実施を行う事とする。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。